平成２５年（フ）第８６０号
兵庫県明石市桜町４番１号
債務者　株式会社フラターナル
代表者代表取締役　北川己代治
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前10時45分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２０号
埼玉県越谷市弥栄町１丁目105番地240
債務者　株式会社ＳＵＣＣＥＳＳ
代表者代表取締役　降矢　誉弘
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時45分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1810番地
債務者　有限会社橋爪マート
代表者代表取締役　橋爪　景英
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午前10時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
埼玉県東松山市松山町２丁目７番53号
債務者　タケミ産業株式会社
代表者代表取締役　竹内　秀明、竹内　三郎
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後４時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３４５号
埼玉県熊谷市新堀909番地２
債務者　株式会社敬和
代表者代表取締役　片桐　和紀
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前11時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３０７号
福井県坂井市丸岡町山口第50号22番地
債務者　株式会社ネイチャー６
代表者代表取締役　辻端　武彦
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　賢正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前10時45分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１９号
広島市南区東雲１丁目22番24号
債務者　フレッシュフードシステム株式会社
代表者代表取締役　天方　亮治
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石口　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２０号
広島市南区東雲１丁目22番24号
債務者　広島荒神青果株式会社
代表者代表取締役　天方　康雄
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石口　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５３号
愛知県一宮市時之島字日吉浦51番
債務者　有限会社テルミ
代表者代表取締役　加藤　正光
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐井　弘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時15分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２６号
群馬県藤岡市上戸塚字株木130番地１
債務者　株式会社和
代表者代表取締役　檜垣　広治
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小此木　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午後１時30分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１３４号
長崎県西海市崎戸町本郷1452番地５
債務者　有限会社マルキタ
代表者代表取締役　北川美代子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　英博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後４時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１０６号
山形県南陽市梨郷789番地の２
債務者　佐藤保温こと　佐藤　富雄
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　稔
4　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３０４号
奈良県北葛城郡王寺町畠田４－６－10、住民票上の住所大阪府守口市大久保町５丁目92番７号
債務者　木畑　公志
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　無漏田恭生
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
愛媛県今治市八町東３丁目３－40、住民票上の住所愛媛県今治市八町東５丁目６番27号
債務者　藤岡　保壽
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第５３３号
大阪府羽曳野市広瀬352番地の15
債務者　中島　幸夫
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　忍
4　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７６４号
千葉県船橋市駿河台１丁目30番29号　渡邊方
債務者　秦　和晃
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福原　剛
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係